
別添5-5 審査意見書に基づく実施計画書の変更内容
又は変更しない場合は、その理由

- 1 審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、
その理由……………1045

1 審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、その理由

審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、その理由を次に示す。

審査意見書の内容	審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>I 総括事項</p> <p>横須賀ごみ処理施設（以下「本件事業」という。）は、横須賀市三浦市ごみ処理広域化に関する基本合意書に基づき、両市で発生する可燃ごみ等を安全で安定的に処理することを目的としている。</p> <p>本件事業は、横須賀市長坂五丁目3878番地ほかにおいて、横須賀市の既存の不燃ごみ減容固化施設を解体し、1日当たりの処理能力約430トンの可燃ごみの焼却施設及び約50トンの不燃ごみ等選別施設の廃棄物処理施設を建設するとともに、関連事業として、搬入道路の新設及び既存道路の改修を行うものである。</p> <p>焼却施設の処理方式は「焼却方式」又は「溶融方式」の2方式から、今後選定することとしている。</p> <p>また、廃棄物処理施設の建設に伴い、最大約24.9ヘクタールの土地において約6.2ヘクタールの造成工事を行い、近傍に発生土を処分するため約7.1ヘクタールの発生土処分場を建設（これらを併せて以下「実施区域」という。）する。</p> <p>廃棄物処理施設については、都市計画に定めようとする事業であるため、神奈川県環境影響評価条例に基づく手続を都市計画決定権者である横須賀市が行っている。</p> <p>なお、横須賀市の可燃ごみは、南処理工場（昭和58年設置、処理能力600トン）において処理しているが老朽化が進んでいる。</p> <p>実施区域は、衣笠・大楠山近郊緑地保全区域に位置し、周辺と一体となった樹林環境が形成されているとともに大楠山ハイキングコース（衣笠コース）（以下「ハイキングコース」という。）が存在し、北東側は横浜横須賀道路を挟んで住宅用地、農地等に利用されている。</p> <p>本件事業は、新たに焼却施設等の廃棄物処理施設を建設するため、工事の実施や施設の供用による大気等への影響や土地の改変による植物・動物・生態系への影響が懸念される。</p>	<p>本件事業は、横須賀市及び三浦市で発生する可燃ごみ等を安全で安定的に処理するため、横須賀市に廃棄物処理施設（焼却施設等）を建設するものです。実施区域は神奈川県横須賀市長坂五丁目3878番地ほか位置し、その一部には現在、横須賀市不燃ごみ減容固化施設が立地しています。</p> <p>横須賀ごみ処理施設整備実施計画の策定に伴い、焼却施設処理能力や宅地の造成面積等を実施計画作成時点より削減しました。</p> <p>本件事業は、横須賀市の既存の不燃ごみ減容固化施設を解体し、1日当たりの処理能力約360トンの可燃ごみの焼却施設及び約30トンの不燃ごみ等選別施設の廃棄物処理施設を建設するとともに、関連事業として、搬入道路の新設及び既存道路の改修を行います。</p> <p>焼却施設の処理方式は「焼却方式」又は「溶融方式」の2方式から、「全量焼却方式」を選定しました。</p> <p>また、廃棄物処理施設の建設に伴い、最大約16ヘクタールの土地において約4.4ヘクタールの造成工事を行います。</p> <p>造成工事の大部分は切土工事となり、残土が発生することとなるため、計画用地の近傍に発生土を処分するため約7.0ヘクタールの発生土処分場を建設します。</p> <p>環境影響予測評価書案の作成にあたっては、審査意見書及びこれらの認識を十分に踏まえ、事業の実施に際し環境保全上の見地から適切な対応を図ることができるよう、調査、予測及び評価を行います。</p>

審査意見書の内容	審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合はその理由
したがって、環境影響予測評価書案の作成に当たっては、次の審査結果を十分に踏まえ、適切な対応を図ること。	

審査意見書の内容	審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>II 個別事項</p> <p>1 評価項目の選定について</p> <p>(1) 植物・動物・生態系</p> <p>道路の存在及び施設の存在は、植物、動物、水生生物及び生態系に影響を及ぼす可能性があり、また、発生土処分場の存在及び宅地の形成についても、水生生物だけでなく、植物、動物及び生態系にも影響を及ぼす可能性があることから、それぞれを評価項目に選定し、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>さらに、予測に当たっては、事業全体による影響が最大となる時期を適切に設定すること。</p>	<p>「道路の存在」及び「施設の存在」については、植物、動物、水生生物及び生態系について、評価項目の対象とします。また、発生土処分場の存在及び宅地の形成についても、水生生物だけでなく、植物、動物及び生態系を評価項目に選定しました。</p> <p>予測にあたって三種の対象事業の複合影響についての予測が必要となる場合は、事業全体による影響が最も大きくなる時期を設定しました。</p>
<p>(2) レクリエーション資源</p> <p>道路の存在及び施設の存在は、ハイキングコースに影響を及ぼす可能性があることから、レクリエーション資源を評価項目に選定し、調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>「道路の存在」「施設の存在」についてレクリエーション資源を評価項目として選定しました。</p>
<p>2 調査、予測及び評価の手法について</p> <p>(1) 悪臭</p> <p>実施区域及びその周辺には、ハイキングコースがあることから、廃棄物処理施設からの悪臭対策については、休炉時も含めて十分に図るとともに、これを明らかにした上で予測及び評価を行うこと。</p>	<p>休炉時における悪臭防止対策は、運用として搬入出車両用ゲートを閉め悪臭の漏出を防ぐとともにゴミピット内の空気を吸引し脱臭施設を通して施設外に排出します。これらの対策を踏まえたうえで、予測及び評価を行いました。</p>

審査意見書の内容	審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>(2) 植物・動物・生態系</p> <p>実施区域周辺では環境影響評価を行った事業があり、その評価書には、オオタカ、イタチ、カヤネズミ等の重要な種が記載されている。したがって、これらの図書を始め可能な限り既存資料を収集して、地域特性を十分に把握するとともに、調査の手法について検討すること。</p> <p>また、これらの重要な種の調査結果を明らかにした上で適切に予測及び評価を行うこと。</p>	<p>調査にあたっては、「地域環境評価書－三浦半島南部地域－」（1990年、神奈川県環境部）、及び「Y-HEART計画基盤整備事業 環境影響評価予測評価書」（平成14年、西武鉄道株式会社）等の既存資料を参考としました。また、重要な種を含む植物及び動物等の調査結果をもとに予測及び評価を行いました。</p>
<p>(3) 景観</p> <p>ア 近景域の調査地点があるハイキングコースは、景観の変化が最も大きくなると考えられることから、景観の特性を十分考慮した上で、影響が適切に把握できる地点を選定すること。</p> <p>イ ハイキングコースの代替ルートを設定する場合には、新たな視点が生み出されることから、調査地点の追加を検討すること。</p>	<p>ハイキングコースにおける景観の調査地点については、ハイキングコースの中で、樹木等の遮蔽を受けずに最も近くで施設を望めることのできる地点を選定しました。</p> <p>将来計画で失われるハイキングコース（衣笠コース）の代わりに新設されるハイキングコースの地点において調査を行い、景観への影響について予測及び評価を行います。</p>
<p>(4) その他</p> <p>資材運搬車両等及び関係車両の環境影響については、実施区域周辺で建設中の都市計画道路久里浜田浦線の完成時期により走行ルートが変わるため、各予測地点で影響が最大となる条件で予測及び評価を行うよう検討すること。</p>	<p>資材運搬車両等及び関係車両の環境影響については、各予測地点で影響が最大となる条件で予測及び評価を行います。</p>

審査意見書の内容	審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>3 環境の特性に基づき配慮しようとする内容について</p> <p>ア 実施区域は衣笠・大楠山近郊緑地保全区域の狭窄部にあたる。緑の連続性によって生物の多様性が確保されていることから、緑地が分断されないよう以下の点について検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設搬入道路の計画の策定に当たっては、可能な限り自然環境への影響を低減すること。 ・廃棄物処理施設用地の造成に伴って生じる法面について、可能な限り既存の樹林環境が確保される緑化計画とすること。 ・発生土処分場の跡地について、周辺の自然、地形に調和した樹林環境が創出される緑化計画とすること。 <p>イ ハイキングコースに沿って良好な自然環境が残っていることから、ハイキングコース及びその周辺の自然環境の改変が最小限となるよう事業計画を検討すること。</p>	<p>審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合はその理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設道路の計画策定は、自然環境への影響を低減するため、一部トンネル化することにより、既存の樹林環境を多く確保し、可能な限り自然環境への影響を低減します。 ・造成に伴う法面については、既存の樹林環境を確保するため傾斜を大きくとることとします。 ・発生土処分場の跡地については、既設道路等の改修計画以外の場所は森林法に基づき自然林となるよう管理します。 <p>施設の造成等に伴うハイキングルートの設定は、新設道路と交差する区間は新設道路の歩道を活用してもらうこととします。新設道路の歩道は、ハイカーの景観等に配慮し谷側に設置します。また、造成により使用が不可能となった新設道路から山側のルートには既存のハイキングルートに接続するハイキング道を新たに設置します。なお、造成後の地形を考慮して自然環境への影響が少ないコース設計を実施します。</p>